

幼稚園
などで

訪問看護師による



お子さまへの医療的ケアを希望される

保護者のみなさまへ



福岡市は、医療的ケアを必要とするお子さまが、**幼稚園**などを利用できるように**支援**いたします。

支援の内容

訪問看護ステーションの看護師さんが、幼稚園などでお子様の医療的ケアを実施する場合の**費用を助成**します。



利用可能な方

主治医の先生により、次のような判断がなされたお子さまが、この事業を利用できます。

- 1 日中、医療的ケアの提供が必要であること
- 2 集団の中で生活することが可能な健康状態であること
- 3 1回60分程度、1日2回までの訪問看護で幼稚園などの利用が可能であること

利用可能な幼稚園など

利用を希望する幼稚園などにご相談ください。

利用可能な訪問看護ステーション

まずは、普段ご利用になられている訪問看護ステーションにご相談ください。

保護者負担

医療的ケアの提供に係る費用については、原則として**無料**です。

※保護者負担の実費が必要となる場合もありますので、詳細は訪問看護ステーションにお問い合わせください。

「主治医意見書」や「主治医指示書」などの文書料は、**保護者負担**となります。

問い合わせ先

こども未来局 子育て支援部運営支援課
☎ (092)711-4245

